

## ソフトウェア・プロダクト使用許諾契約書

使用者（以下「甲」）と許諾者であるデータマイnteック株式会社（以下「乙」）は、乙が所有権と使用許諾権を有するソフトウェア・プロダクト「DMT デシジョンツリーVer.1.3」（以下「ソフトウェア」という）の使用に関して、次の通り契約する。

### 第1条 使用権の許諾

1. 乙は、ソフトウェアの使用を甲に許諾し、甲はこれを使用するものとする。
2. 本契約に基づき、乙が甲に許諾する使用権の内容は、甲がソフトウェアを乙が表明する動作環境において、複製を作成し使用する権利とする。
3. 使用許諾期間は無期限とする。

### 第2条 提供方法

乙は、乙が表明する動作環境に適合する態様で作成したソフトウェア、および使用方法を記述した参照マニュアル等を乙の Web サイト上で公開し、甲はこれをダウンロードする方法等により提供を受けるものとする。

### 第3条 契約日

トライアル版に関しては、甲が乙の Web サイトからダウンロードした日、もしくはその他の方法によってソフトウェアを取得した日とする。

有償版については、乙が甲にライセンスコードを引き渡した日を改めて契約日とする。

### 第4条 使用許諾料の支払い

甲は、ライセンスコードの引き渡しを乙から受けるにあたり、乙に対し乙が提示する使用料を支払うものとする。トライアル版の使用については無償とする。

### 第5条 サポート

乙は、ソフトウェアの瑕疵（バグ）を訂正した修正版を発表した場合は、第 2 条 提供方法に記載の方法にて、ソフトウェアの修正版を提供する。

### 第6条 瑕疵

1. 甲が参照マニュアル記載の仕様に従ってソフトウェアを使用し、ソフトウェア自身に瑕疵が発見された場合は、甲は乙に対してこれを通知し、乙は無償で可及的速やかに原因および対策に関する情報を甲に提供することとする。
2. ソフトウェアの他の使用者、および乙によって発見された瑕疵についても前項と同様に取扱うこととする。

3. 但し、乙はトライアル版の利用者に対する個別の対応は行わないこととする。
4. 本条の既定は契約後1年間有効とする。

#### 第7条 契約の解除

1. 甲もしくは乙が本契約の条項に違反したときは、相手側はその履行を書面で催告するものとし、催告後14日以内に履行されないときは本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により甲が本契約を解除した場合、甲と乙は、乙が甲より本契約に基づいて受領したソフトウェア・プロダクト使用許諾料の範囲内で、損害賠償の責を負うものとする。ただし、下記のいずれかに該当する損害については乙は責を負わない。
  - イ) 甲がソフトウェアの仕様に反する使い方をしたことにより生じた損害。
  - ロ) 乙が動作を確認している動作環境以外で乙がソフトウェアを使用したことにより、その一部または全部の機能が動作しなかったために生じた損害。
  - ハ) 乙がソフトウェアの欠陥を指摘し、使用の一時停止を申し入れたにもかかわらず、甲が使用したことにより生じた損害。
  - ニ) 甲がソフトウェアに対して行った変更により生じた損害。
  - ホ) 契約後1年を経た後の契約解除に係る損害

#### 第8条 免責

乙は、事前に発生する可能性について知らされていたとしても、甲のソフトウェアの使用もしくは使用不能によって生じる付随的、間接的または結果的損害（取引上の損失、利益の損失および情報の喪失を含むがこれらに限定されないものとする）について責任を負わないものとする。

#### 第9条 譲渡の禁止

甲は本契約上の権利、義務および本契約によって交付されたすべてのものについて、これらを他人に譲渡、転貸してはならない。但しトライアル版についてはこの限りでない。

#### 第10条 第三者の使用の禁止

甲または甲の業務を遂行する者以外の第三者に対し、有償無償にかかわらず、乙の承諾なくソフトウェアを使用させてはならない。但しトライアル版についてはこの限りでない。

#### 第11条 第三者の権利侵害

乙はソフトウェアが第三者の著作権等その他の権利を侵害していないことを表明する。

第12条 協議

本契約に規定のない事項ならびに本契約に関する疑義については、当事者が信義誠実の原則に従って協議のうえ決定することとする。

第13条 管轄裁判所

本契約に関し紛争が生じた場合は日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲 : 使用者

東京都狛江市岩戸北3丁目3番6-405号

乙 : データマインテック株式会社

代表取締役社長 谷 岡 日 出 男

(2016/10/3 改正)